

鹿児島県労働委員会年報

平成27年版
(平成27年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第1章 労働委員会による調整・審査	1
第1節 労働争議の調整	1
1 概 況	1
2 調整事件	3
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	4
1 概 況	4
2 個別労働関係紛争あっせん事件	6
第3節 不当労働行為事件の審査	8
1 概 況	8
2 審査事件	11
(1) 平成26年(不)第1号事件	11
第4節 行政訴訟事件	12
第5節 再審査事件	13
第6節 資格審査	13
1 概 況	13
2 資格審査一覧表	13
3 資格審査取扱状況	13
第7節 認定告示	13
第2章 労働委員会活性化のための取組	14
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	14
1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催	14
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	15
3 委員による出前講座	17
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	18
III 迅速・的確な審査手続きを充実させるための方策	19
1 審査の期間の目標	19
2 審査の実施状況及び目標の達成状況	19

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概況

平成27年に取り扱った調整事件はなかった。

第1表 平成27年調整事件取扱一覧

該当なし

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年
あっせん	2	3	2	3	
調停					
仲裁					
計	2	3	2	3	0

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年
組合申請	2	3	2	2	
使用者申請				1	
双方申請					
計	2	3	2	3	0

第6表 調整の終結状況

年 調整 区分 終結 様	23年			24年			25年			26年			27年			計	
	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁		
指名前	不開始 (規65-2)																
	取下げ									1						1	
指名後	取下げ			(1)												(1)	
	解決	案提示	1		1		2		1							5	
		自主															
		計	1		1		2		1							5	
	打切り			2					1							3	
	調停不調																
	計	1		3 (1)		2		3							9 (1)		
	翌年繰越	1														—	

(注) () は前年からの繰越で外書き。

第7表 調整の所要日数

区分	23年	24年	25年	26年	27年
平均	28	88	46	28	—
最長	28	241	48	31	—
最短	28	25	43	24	—

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

該当なし

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの平成27年の新規申請は7件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの10件、賃金等に関するもの4件、労働条件等に関するもの2件、職場の人間関係に関するもの1件である(第2表)。
- (3) 業種別では、宿泊業・飲食サービス業2件、製造業1件、情報通信業1件、卸売・小売業1件、医療・福祉1件、公務1件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、解決2件、打切り4件、繰越1件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数(新規申請分)

区分 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年
労働者申請	10	7	4	5	7
使用者申請	1				
双方申請					
計	11	7	4	5	7

第2表 あっせん事項別件数(新規申請分)

内容 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年	
経営・人事	解雇	2	3	1	2	4
	配置転換, 出向・転籍					1
	懲戒処分					1
	退職		2		1	
	その他	3	1		1	2
	計	5	6	1	4	8
賃金等	賃金未払い		1	1	1	1
	賃金減額					
	一時金					
	退職一時金	2				
	解雇手当	2	2		1	
	その他					3
	計	4	3	1	2	4
労働条件等	1				2	
職場の人間関係	5	1	1	3	1	
その他	1		2			
合計	16	10	5	9	15	

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 ・ 学術研究・専門・	宿泊業・飲食 サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	分類されないもの （他に） サービス業	公務	計
23年		2	1		1		4	1			1	1		11
24年		2		1	1		2		1					7
25年									1			3		4
26年		1				1	2			1				5
27年		1	1		1		1			2			1	7

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	23年	24年	25年	26年	27年
指名前	不開始		2	2	(1)		
	取下げ						
指名後	取下げ		1	1			
	解決	案提示 解決	2	4	(1)	1	2
		自主 解決	5				
		計	7	4	(1)	1	2
	打切り		1 (1)		2	4 (2)	4
合計			11 (1)	5	2 (2)	5 (2)	6
翌年繰越			—	2	2	—	1

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名	職 種	業 種	調整事項	調整内容	終結事由	調 整 経 過		あっせん員
						年月日	事 項	
平成27年(個)第1号(59)	労	卸売・小売業	納得できない理由による解雇に対する補償金の支払 未払い給料の支払い	不当解雇であるとして、あっせん申請がなされた。1回目のあっせんで、被申請者は、未払い給料等の支払について持ち帰り検討することになった。2回目のあっせんで、被申請者の検討結果を申請者に伝えたが、申請者が納得しなかったため、これ以上あっせんを継続しても紛争を解決することは困難と判断し、打切りとなった。	打切り	27. 6. 2 27. 6. 2 27. 6. 3 27. 6. 11 27. 7. 10 27. 7. 23 27. 7. 23	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) 第1回あっせん 第2回あっせん 終結(解決困難)	(公)末永 (労)大島 (使)久永
						所用日数：52日		
平成27年(個)第2号(60)	労	医療・福祉(医療業)	一方的処分に対する慰謝料の支払い 地位保全 資格手当の請求 問題行動の事実確認	一方的処分を行うのは納得いかないとして、あっせん申請がなされた。あっせんでは、あっせん事項そのものについての歩み寄りには困難と判断し、今後の労使関係を円満にしていこうことを主眼に過去の経緯は蒸し返さないこと、お互いに誠実に真摯に対応することを内容とする協定書案を提示したところ、双方が合意し、協定書を取り交わして終結した。	解決	27. 6. 5 27. 6. 5 27. 6. 9 27. 6. 24 27. 7. 16 27. 7. 16	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結	(公)田中 (労)榮留 (使)吉富
						所用日数：42日		
平成27年(個)第3号(61)	労	飲食店・宿泊業(一般飲食店)	採用取消に対する慰謝料と損害賠償の請求	内定取消は不当であるとして、あっせん申請がなされた。あっせんでは、申請者は、精神的なダメージも受けたとして1年分の賃金相当額を求めた。被申請者は、不採用には相当な理由があり申請者の主張は受け入れないが、早期の解決を望んでおり常識的な金額の支払いには応じると述べた。金額には相当の開きがあったが、労使双方に折衝を重ねた結果、合意に至り協定書を取り交わして終結した。	解決	27. 6. 23 27. 6. 23 27. 7. 3 27. 7. 8 27. 8. 6 27. 8. 6	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結	(公)宮廻 (労)下町 (使)中村
						所用日数：45日		

事件名	職 種	業 種	調整事項	調整内容	終結事由	調 整 経 過		あっせん員
						年月日	事 項	
平成27年(個)第4号(62)	労	公務(地方公務)	元の雇用形態への復帰雇用形態変更の理由説明	非常勤職員の勤務形態が変更されたことは不当であるとして、あっせん申請がなされた。被申請者は、規則に則ったものであり、変更理由についても説明を行っているとして、あっせんには応じられないとの文書による意思表示がなされ、あっせん員協議の結果、打切りとなった。	打切り	27.7.22 27.7.22 27.7.24 27.7.31 27.8.19	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) 終結(不応諾)	(公)末永 (労)川俣 (使)伊知
						所用日数：29日		
平成27年(個)第5号(63)	労	製造業(窯業・土石製品製造業)	業務中のけがの治療費、慰謝料の請求 後遺障害による逸失利益の請求 精神的苦痛に対する謝罪	業務中のけがに対して、会社が労災申請に協力しなかったことは不当であるとして、あっせん申請がなされた。あっせんで被申請者は、事故現場を本人以外は誰も見ていないことなどを理由に労災と確認できないと述べた。一方、被申請者は、この紛争を解決金により解決したいとの意向を持っていたが、金額の隔たりが大きく、歩み寄りの余地が見られなかったことから、あっせん員協議の結果、打切りとなった。	打切り	27.7.28 27.7.28 27.8.6 27.8.20 27.9.1 27.9.1	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結(解決困難)	(公)末永 (労)奥 (使)吉富
						所用日数：36日		
平成27年(個)第6号(64)	労	情報通信業(情報サービス業)	解雇による精神的・経済的損害の補償 有給休暇に相当する補償	正社員と同じ業務内容で、2ヶ月の有期雇用を6年以上の長期にわたり更新してきた中で、突然更新を打ち切られたのは不当であるとして、労働局にあっせん申請をしたが、被申請者不応諾により打切りとなったため、あらためて労委へあっせん申請がなされた。被申請者への事情聴取の際にあっせん参加について説得を行ったが、あっせんには応じないとの文書回答がなされ、あっせん員協議の結果、打切りとなった。	打切り	27.8.24 27.8.24 27.9.16 27.10.9	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) 事務局実情調査(使用者) 終結(不応諾)	(公)采女 (労)榮留 (使)本坊
						所用日数：47日		

事件名	職 種	業 種	調整事項	調整内容	終結事由	調整経過		あっせん員
						年月日	事 項	
平成27年(個)第7号(65)	労働	飲食店・宿泊業(宿泊業)	解雇理由の説明 解雇予告手当の支払い	パートとして働いていたが、突然メールで解雇との連絡があった。解雇理由の説明と解雇予告手当等の支払いを求め、あっせん申請がなされた。		27. 9. 18 27. 9. 18 27. 10. 2	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) 事務局実情調査(労働者)	
						所用日数：		

(注) 所要日数は申請から終結までの日数である。(不開始及び取り下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

平成27年に新規の不当労働行為救済申立てはなかった。

年間取扱件数は前年からの繰り越し分1件であった。
本件は関与和解が成立し、取り下げにより終結した。

第1表 事件取扱状況

区分 年次	係属件数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和 解	関 与 和 解	救済	棄却	却下	
23年	1	1	2				1			1
24年	1	2	3			1				2
25年	2	0	2			1				1
26年	1	1	2				1			1
27年	1	0	1			1				0

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労組法第7条									計
	1号	2号	3号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
23年		1								1
24年				1			1			2
25年										0
26年		1								1
27年										0

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	全国	鹿児島県			
	申立件数	申立件数	申立人別		
			組合	個人	組合・個人
23年	376	1	1		
24年	354	2	2		
25年	365	0			
26年	371	1	1		
27年		0			

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
23年		1	1
24年	2		2
25年			0
26年	1		1
27年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製造業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客送業		道路貨物送業	水運業										その他
								バス専業	ハイヤー・タクシー業												
23年																		1		1	
24年								1						1						2	
25年																				0	
26年													1	1						2	
27年																				0	

※被申立人が2法人

第6表 平均処理日数

年次	区分	総平均	命令・決定	取下・和解
23年		528	528	—
24年		296	—	296
25年		209	—	209
26年		480	480	—
27年		313	—	313

※ 労働組合法第27条の18の規定に基づく審査の期間の目標については、1年とする。
(平成24年7月改定)

第7表 事件一覧表

事件名	申立人区分	申立年月日	終結年月日 (所要日数)	申立該当号	審査委員	参与委員	業種	請求する救済内容	終結状況
平成26年(不)第1号事件	組合	26. 6. 16	27. 4. 24 (313日)	2	末永 北 永 崎	川 俣 奥 伊地知 中 村	教育 学習 社会 福祉	誠実な団交応諾, ポストノーティス 等	取下げ (関与 和解)

2 審査事件

(1) 平成26年(不)第1号事件

- 1 申立年月日 平成26年6月16日
- 2 申立条項 労組法第7条第3号
- 3 請求する救済内容 (1) 誠実な団体交渉応諾
(2) 謝罪文の掲示
- 4 申立人 X 組合
- 5 被申立人 学校法人Y, 社会福祉法人Z
- 6 業種名 教育・学習, 医療・福祉
- 7 担当委員
審査委員長 : 末永睦男
審査委員 : 北崎浩嗣
参与委員(労側) : 川俣広孝, 奥恵利美
(使側) : 伊地知司, 中村博之

8 事件の概要

- (1) 平成26年2月4日にX組合の分会が結成され、翌々日、法人に対して「結成通知書」、「団体交渉申入れ書」等が提出された。
- (2) 同年2月19日、法人理事長、法人代理人等と第1回団体交渉。組合員の氏名公表がないことを理由に交渉の中身に入ることを拒まれた。組合側は、パワーハラスメント等を行わないことを確約できれば、氏名公表を行うことを提案。次回団体交渉冒頭で労使協定を締結することを確認し、終了。
- (3) 同年2月28日、法人代理人及び法人理事長の息子である事務長と第2回団体交渉。協定内容について事務長は判断できないとして協定は不締結。不誠実交渉として、氏名公表はせず。法人代理人から、締結予定の協定内容については妥当な内容であるとして、「協定締結を法人代理人から法人に要請し、後日、協定書を郵送する」旨の話があり、後日、郵送されてきた。
- (4) 同年3月7日、組合から法人代理人へ次回、団体交渉への理事長出席要請。また、組合側は同年3月17日、法人代理人へ一部の組合員氏名を通知するとともに、退職届撤回の要求に係る要望を行う。
- (5) 同年3月19日、法人理事長、事務長、法人代理人と第3回団体交渉。法人理事長から退職届の撤回の要求に応じる意思のない旨、回答。
- (6) 同年3月25日、事務長、法人代理人と第4回団体交渉。互助会について規約や支出基準の不存在、不明瞭な支出が見受けられるとして、事務長に回答を求めたが、事務長は互助会について、把握しておらず、回答できなかった。法人代理人は、互

- 助会会費は預かり金であることから、労使合意ができた時点で精算したいとした。
- (7) 同年3月28日、一部組合員に対し、互助会の返金として一人あたり3万円の支給。
 - (8) 4月7日付団体交渉申入れに対し、同月14日付で、法人代理人から、「現時点では、書面のやりとりで十分と思料するので、団体交渉に応じられない」旨の回答。
 - (9) 4月18日付の再度の団体交渉申入れに対し、同月25日付で法人代理人から「法的論点が多数含まれると解することから、当事者間の団体交渉で解決を図るものではなく、裁判所等での法的手続によって解決すべきものと思料する。これ以上の団体交渉の申入れに応じることはできない」旨の回答。

9 審査経過

申立て後、委員調査を11回行い、当事者から提出された申立書、答弁書、準備書面等をもとに求釈明等を行い、争点や証拠の整理を行った。

第2回調査期日において、団交実施を促す内容の「事件解決のための勧告」（三者勧告）を行ったところ、その後、被申立人側から条件付き受諾の回答がなされた。

そのため、第3回調査期日において、期日外に参加委員が両当事者と接触した結果及び期日当日の理由聴取等の結果を踏まえ、内容を修正の上、再度勧告を実施した。

その結果、自主的な団体交渉が行われたものの、概ね半分ほどしか議論がなされていなかったことから、第4回調査期日において、引き続き団体交渉を行うことを内容とした三者勧告を行い、その後、2回目の自主的な団体交渉が実施された。

第5回調査において、これまでの団体交渉の結果を踏まえ、3回目の団体交渉を行うよう勧告した。これに基づき団体交渉が予定されていたが、労働者側が、関連する項目について、労働審判の申し立てを行ったことから、実施されなかった。

このため、第6回から第9回調査期日において、審査委員、参加委員立ち会いのもとでの団体交渉を4回実施した。

その結果、一定の議論の進展があったことから、第10回調査期日において、進展が見られた項目について部分的な和解勧告を行った。これについては双方、受諾したことから、和解の認定を行った。

残りの部分についても、第11回調査期日において、協議が整ったことから和解協定書を作成した。これにより申立人から取下書が提出され、本件は同日付けで終結した。

[委員調査の期日]

第1回調査	平成26年7月24日
第2回調査	同 年8月26日
第3回調査	同 年9月19日
第4回調査	同 年10月27日
第5回調査	同 年11月25日
第6回調査	同 年12月18日
第7回調査	平成27年1月19日
第8回調査	同 年2月13日
第9回調査	同 年3月3日
第10回調査	同 年3月16日
第11回調査	同 年4月24日

第4節 行政訴訟事件

本年は係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

本年は係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 平成27年は新規の組合資格審査申請はなかった。
- (2) 年間の取扱件数は、前年からの繰越分1件であった。
- (3) 処理状況については、打切り（前年から繰越した不当労働行為救済申立事件が和解による取下げで終結したため）となった。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
平成26年3	X 4 組合 (平成26年(不)第1号)	676	不当労働行為救済申立	H26. 6. 16	H27. 4. 24	繰越分打切り

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱件数	申請理由別(新規)				終結態様別				
		法人登記	救済申立	労働者供給事業 許可申請	労働者委員推薦	適法決定	不適法決定	取下げ	打切り	翌年繰越
23年	4		1		2	3				1
24年	5		2		2	2			1	2
25年	4				2	2			1	1
26年	4		1		2	3				1
27年	1								1	

第7節 認定告示

本年は申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組

全国労働委員会連絡協議会において平成22年から平成24年にかけて第1次から第3次までの報告書が出されたことを受けて、県労働委員会委員による「労働に関する無料相談会」（定期・周知月間等）を開催するとともに、委員による「出前講座」を開催するなどし、労働委員会制度の周知広報を行っているほか、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修の充実等を図っている。

また、迅速・的確な審査手続を充実させるため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、実際の事件においても、「三者委員による事件の解決のための勧告」を行い和解への働きかけを行うなど、審査事件の迅速な解決に努めている。

平成27年の主な取組は、下記のとおりである。（Ⅰ、Ⅱの実績は平成27年度で記載。）

Ⅰ 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催

(1) 定期相談会(H23.5～)

毎月第4火曜日の午後2時30分から午後5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、平成26年度からは来庁できない方のために電話相談を実施した。

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
27年4月28日(火)	5件(2)	8月25日(火)	3件(1)	12月22日(水)	3件(0)
5月26日(火)	4件(1)	9月24日(木)	3件(1)	28年1月26日(火)	2件(0)
6月23日(火)	4件(0)	10月27日(火)	3件(1)	2月23日(火)	4件(1)
7月28日(火)	4件(0)	11月24日(火)	1件(0)	3月22日(火)	1件(0)

※ () 書きは電話相談で内書き。

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間における相談会

個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間(10月)中に、定期相談会に加え、日曜相談会や出張合同相談会を開催した。

なお、鹿屋市での相談会(10/15)については、関係機関に参加を呼びかけ、合同で開催した。

◇ 参加機関：県労働委員会、鹿児島労働局（総務部企画室、雇用均等室）、県雇用労政課、県社会保険労務士会 計5関係機関

日 時	場 所	相談件数
10月15日(木) 10:30～15:30	リナシティかのや(鹿屋市)	0件
10月18日(日) 10:00～16:00	鹿児島市勤労者交流センター	3件
10月27日(火) 14:30～17:00	県庁労働委員会	※定期相談会参照

(3) 周知月間以外の出張相談会

鹿児島市勤労者交流センター（キャンセル）において出張相談会を開催した。

日時：8月2日(日) 10:00～16:00 相談件数：5件

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・平成27年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	19	13	22	17	14	9	11	14	9	6	9	18	161
委員相談会	5	4	4	4	8	3	6	1	3	2	4	1	45
(うち電話相談)	(2)	(1)	(2)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(9)
計	24	17	26	21	22	12	17	15	12	8	13	19	206

・相談内容別件数 (平成28年3月31日現在)

相談内容	23	24	25	26	27	計
経営又は人事	75	80	62	80	96	393
賃金等	56	56	47	56	44	259
労働条件等	33	33	37	55	15	173
その他(職場の人間関係)	23	47	30	41	38	179
その他	23	15	35	23	13	109
合計	210	231	211	255	206	1,113
うち委員による相談会	69	34	33	68	45	249

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
その他(職場の人間関係)	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PR用のポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを作成し，関係機関・労使団体等に配布し，制度の周知広報を依頼した。なお，労使団体等については会員へのチラシ配布も依頼，コンビニエンスストアにもチラシ設置を依頼した。

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード

(表面)



(裏面)



【ホームページ及び携帯電話サイト】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実
 ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。
 なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報を行った。

- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載
 鹿児島労働局、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会が掲載された。

【マスコミ】

- (5) 定期相談会、日曜相談会、周知月間中の相談会については、テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報
 個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。また、県政広報「新聞インフォメーション」に定期相談会や日曜相談会（8月2日開催）、周知月間について掲載した（平成27年6月、8月、10月掲載）。
 県政広報ラジオ番組で会長対談により個別紛争あっせん制度を紹介した。
 また、県政広報テレビ番組では、会長が労働委員会の役割や個別紛争あっせん制度の説明を行い、労使間トラブルの事例やあっせん員による模擬あっせんを通して、制度の紹介をした。

- ・ 県政広報ラジオ番組：6月18日(木)MBCラジオ「むっちゃんの「いきいき鹿児島！」」午後6時50分～午後7時（うち対談部分3分間）
- ・ 県政広報テレビ番組：9月27日(日)KYT「かごメン!～県政ナビゲーション～」午前11時45分～午前11時50分



【関係機関等】

(7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に直接出向き、労使紛争に関する相談の当労委紹介を依頼した。県弁護士会会員に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、制度等の周知及び相談者への当労委紹介を依頼した。

また、周知月間中の出張合同相談会において、関係機関と連携して合同で相談対応した。

(8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンによる市町村への広報誌原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に制度概要や相談会の掲載を依頼した。

【その他】

(9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に、個別紛争あっせん制度や相談会を掲載した。

3 委員による出前講座

労働者委員及び使用者委員がそれぞれ労使団体の会合等に出向き、労働委員会制度をPRした。

また、公益委員が高校生や大学生を対象にして労働ルール等の基礎知識等に関する説明や相談機関としての労働委員会をPRした。

	実施日及び時間	場 所	団体名	参加者数	講師名
公 益	1月5日(火)10:30~12:00	鹿児島大学	法文学部2~4年生	約60人	末永 睦男 委員
	2月24日(水)9:55~10:45	鹿児島商業高校	1~3年生	約780人	宮廻 甫允 会長
労働者	11月21日(土)14:30~15:00	アーバンポートホテル鹿児島	自治労全国一般民間労組評議会	約30人	榮留 道夫 委員
	1月9日(土)10:30~11:00	連合かごしまユニオン	同左	17人	奥 恵利美 委員
	2月24日(水)18:30~19:00	九州労働金庫種子島支店	連合鹿児島熊毛地協	30人	川俣 広孝 委員
使用者	9月4日(月)18:35~19:05	ホテルこぼやし	鹿屋商工会議所	37人	中村 博之 委員
	11月11日(水)15:45~16:05	鹿児島サンロイヤルホテル	中小企業団体中央会	23人	吉富 秀介 委員
	12月4日(金)15:00~15:30	種子島産業会館	西之表市商工会	約20人	伊地知 司 委員



【鹿児島商業高校 (H28. 2. 24)】



【鹿児島大学 (H28. 1. 5)】



【自治労全国一般民間労組評議会 (H27. 11. 21)】



【鹿屋商工会議所 (H27. 9. 4)】

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

定例総会日に開催している労働問題研究会(外部講師や委員・事務局職員等講師による研修)については、会議における議題の事例検討に加え、鹿児島労働局等の外部専門家講師による講演、中労委作成の論点別調整事件解説集を活用した事例研修など、研修の充実を図った。

また、個別紛争あっせん事件、集団的調整・審査事件について、終結時には、総会で所感及び全委員による意見交換を行い、資質の向上に努めた。

さらに、全労委として平成23年から取り組んでいる公労使委員合同研修を初めとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修(JIRRA)、労働契約解説セミナー(厚生労働省)等に参加させ、資質の向上に努めた。



【公益委員連絡会議 (H27. 10. 8)】



【労働問題研究会特別講演会 (H27. 8. 18)】

Ⅲ 迅速・的確な審査手続を充実させるための方策

1 審査の期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、従来1年6月であったが、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年（団交拒否のみの事案については10月）とし、平成24年7月1日から適用している。

2 審査の実施状況及び目標の達成状況

事 件 名	申 立 年月日	申 立 事 由	調 査 回 数	審 問 回 数	処 理 日 数	終 結 状 況
平成26年(不)第 1号事件	26. 6. 16	誠実な団交応 諾, ポストノ ーティス等	1 1	0	3 1 3	関 与 和 解

平成27年の不当労働行為事件の処理日数は313日であり、目標期間内に終結した。